

○鎌倉市下水道事業運営審議会条例

昭和49年4月1日条例第8号

改正

平成13年3月26日条例第25号

平成17年7月4日条例第17号

〔鎌倉市下水道事業財政審議会条例〕をここに公布する。

鎌倉市下水道事業運営審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の下水道事業の運営について調査審議する下水道事業運営審議会の設置及び組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鎌倉市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 公共下水道使用料に関すること。
- (2) 下水道事業受益者負担金に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の運営について市長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 使用者及び排水設備設置義務者

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

- 2 第4条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年3月26日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において委員に委嘱されている者（市職員を除く。）の任期及び当該委員に係る定数については、なお従前の例による。

付 則 (平成17年7月4日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。